



南会津町告示第54号

南会津町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により別表の通り告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の翌日から生ずる。

平成20年10月21日

南会津町長 湯田芳博



別表

新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
青柳	大百苅	青柳	下夕田	20の一部
	下夕田		大百苅	1の地先の水路である公有地の全部
			下モ河原	4の地先の水路である公有地の一部
	下モ河原		下夕田	20の一部
	西ノ前		北原	3から6までの各一部、7の1の一部、7の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
			根際	1333の4
小塩	山下	青柳	久川	1及びこの区域に隣接する水路である公有地の一部
	下平	小塩	山下	1から3までに隣接する水路である公有地の全部並びに4の地先の水路である公有地の一部
	上ミ原		持石	65から89まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	上平	宮沢	高屋敷	15の2、16の2、17の2、18の2、19の2、20の2、21から27まで、30の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

別 表

新		旧		地 番
大 字	小 字	大 字	小 字	
宮沢	高屋敷	宮沢	五十苅	34 の一部
	五十苅		高屋敷	宮沢字五十苅 34 に隣接する宮沢字高屋敷の道路である公有地の全部
	篠原		五十苅	宮沢字篠原 150、155 から 157 に隣接する宮沢字五十苅の水路である公有地の一部
	中丸		塩田	43 の一部、44、45、46 の一部、73 の一部、74 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	塩田		中丸	1、2、21 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
浜野	荒瀬	宮沢	塩田	1 の一部、29 の一部、30 の一部、59 の一部、60 の1 から 60 の 4 までの各一部、83 の一部、84 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
	下モ原	浜野	中道下夕	89 の 1 に隣接する水路である公有地の全部
	中道下夕		下モ原	100 から 102 までの各一部、103、104 から 107 までの各一部、119 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	上エ原		中道下夕	59 から 61 までの各一部、63 から 65 までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、並びに 40、41 に隣接する水路である公有地の全部